

# 長浦少年サッカー友の会規約

- 第1条 本会は、長浦少年サッカー友の会（略称FC762ながうら）と称し、事務所を市立長浦小学校に置く。
- 第2条 本会は、園児（年長）以上小学6年生までの児童をもって組織する。
- 第3条 本会は、サッカーの底辺の拡大および地域のサッカー技術の向上に努めるとともに、サッカーを通じて会員相互の理解と健全なる心身の育成に努めることを目的とする。
- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行うものとする。
  1. サッカーの基本技術習得のための練習および講義
  2. 練習試合または他地区クラブとの交流
  3. 全市大会および県大会への参加
  4. その他、本会の目的達成のための活動および行事への参加
- 第5条 本会の組織は、次の役員より構成される。  
チーム代表：1名、事務局長：1名  
会計：1名、特別会計：1名、庶務：1名、会計監査：1名、  
顧問：若干名、主務：若干名  
総監督：1名、ヘッドコーチ：1名、監督：3名、コーチ：若干名
- 第6条 チーム代表は、現会員の保護者総会において選出する。
  - ・チーム代表は、本会を代表する
  - ・事務局長は、チーム代表を補佐しチーム代表事故あるときは代理をする
  - ・会計は、会費の収支の仕事をする
  - ・会計監査は会計を監査し、総会において報告する
  - ・庶務は、会の庶務的事務を処理する
  - ・主務は、会務を分担し処理する
- 第7条 本会の役員は、チーム代表、事務局長、顧問、総監督、ヘッドコーチ、監督、コーチ、主務をのぞき、現会員の保護者、卒会生、及び卒会生の保護者の中より選出し、チーム代表が委嘱する。  
総監督、ヘッドコーチ、監督、コーチ、主務は、チーム代表が委嘱する。
- 第8条 役員任期は特に定めないが、辞任する場合は、チーム代表が承認し総会において報告する。
- 第9条 本会には、次の機関を置く。  
総会（現会員の保護者）、役員会、監督コーチ会
- 第10条 総会は、年1回以上開き、規約の改正、活動報告、決算報告、活動計画、予算案、その他重要事項に関する審議をする。

第11条 本会の経費は、会員の会費およびその他の収入をもってあたる。

第12条 本会の会計年度は、原則として毎年4月1日にはじまり、翌年3月31日をもって  
おわる。

第13条 本会は、友好団体と提携し、また必要な団体加入をすることができる。

第14条 理由なく練習を欠席したり、活動に対し熱心さを欠いたり、他の会員に迷惑を  
かけた場合は、会員の総意により退会させられる。

第15条 個人的な用具の費用は個人負担とする。

第16条 本会の活動中の傷害については、応急手当は本会の指導者が行うが、それ以後の  
責任は負わない。なお、1ヶ月以上の傷害については、会から見舞金を支出する。  
見舞金の額については、別途定めるものとする。

また、交通機関利用時もしくはコーチ等の車移動時の傷害についても、本会で  
加入している保険にて対処可能な範囲で対応するものとする。

第17条 本会の慶弔に関する支出については、その都度チーム代表の判断により行うこと  
とする。

第18条 この規約は、昭和51年4月25日より施行する。

付 則	昭和53年4月	一部改正	平成12年4月	一部改正
	昭和55年5月	一部改正	平成15年4月	一部改正
	昭和57年4月	一部改正	平成16年4月	一部改正
	平成5年4月	一部改正	平成18年4月	一部改正
	平成6年4月	一部改正	平成21年6月	一部改正
	平成8年4月	一部改正		
	平成10年4月	一部改正		